

きらめき

2021年 9月8日

発行
東北情報インフラユニオン
仙台市若林区新寺一丁目2番7号
TEL: 022-297-5196
FAX: 022-297-5198
発行責任者: 村上 良智
編集責任者: 齊藤 慎也

秋の全国交通安全運動

内閣府は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより交通事故防止の徹底を図ることを目的に運動に取り組むこととしています。

◆運動期間

令和3年9月21日(火)～30日(木)
までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)

◆運動の重点項目(全国)

- ①子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ②夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ③自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

秋の全国交通安全運動
令和3年 9月21日(火)～30日(木)まで
みんなで守って! 歩行者の安全を確保しよう。
みんなで守って事故ゼロにしよう

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
歩行者も交通ルールを守ろう!
歩行者が横断歩道中の交通事故が多発しています。交差点では横断歩道を守ることに、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。

夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
夕暮れ時は早めのライト点灯
秋になると、日没時刻が早まり夕暮れ時や夜間の交通事故が多発する傾向にあります。反射材を活用するとともに、自転車や自転車の早目のライト点灯を心がけましょう。

自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
自転車にも交通ルールがあります
～自転車安全利用五則をやりましょう～
① 自転車は、車道が広い歩道は除いて、原則は左側通行する。
② 歩道は歩行者優先で、歩道端から通行する。
③ 安全ルールを守る。
④ 子供はヘルメットを着用する。
⑤ 安全なヘルメットを着用する。

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
「飲酒運転を絶対にしない、させない」「あおり運転」はやめましょう
飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い覚悟を持ってともに、運転する時は「思いやり・ゆとり・ゆめ」の気持ちで安全運転を心がけましょう。

9月30日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です
内閣府

上記の全国重点項目のほか、地域の運動重点については都道府県が地域の交通事故実態等に即して必要に応じ地域重点項目を定めることとなっております。

秋は日の落ちる時刻が早まり、日没前後1時間の「薄暮時間帯」は交通事故が多発する傾向にあります。仕事中だけではなく通勤時にも危険が潜んでいることを頭に入れ、家族のもとへ笑顔で帰ることができるようにドライバーの場合は早めのライト点灯を、また歩行者や自転車利用者の場合は明るい目立つ衣服の着用のほか、衣服や靴への反射材の取り付けなどの対策を行い交通事故の防止に努めましょう。

令和3年 秋の全国交通安全運動スローガン

横断歩道 止まって確認 お先にどうぞ!

第72回 全国労働衛生週間 (10/1～10/7)

向き合おう！ ころとからだの 健康管理

全国労働衛生週間ポスター（見本）



中央労働災害防止協会（中災防）は「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」をスローガンに、令和3年10月1日～10月7日までの期間において「全国労働衛生週間」を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集空間（多くの人が密集している）
- ③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

といったいわゆる“三つの密”を避けることを徹底しつつ、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとしております。

労働者の健康をめぐる状況については、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、またはストレスを感じる労働者が依然として半数を超えている状況であり、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策およびメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。

インフラ東北としても、対応各社と労使連携し、本週間において下表記載の実施事項に取り組むこととしています。また、メンタルヘルスケアの重要性について呼びかけるとともに、過重労働防止およびワーク・ライフ・バランスの実現を通して誰もが安心して働ける職場環境の構築に向け通年的に取り組みを実施していきます。

事業場の実施事項（全国労働衛生週間実施要項より抜粋）

各事業場では、事業者及び労働者が連携・協力し、次の事項を実施してください。

（１）本週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

全国労働衛生週間 副スローガン

うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

